多 教 委 学 第 ３ １ ５ 号
令和２年（2020年）４月２７日

小中学校保護者の皆様

多賀町教育長　山中　健一

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町立小中学校の臨時休業期間の延長について
（お知らせ）

保護者の皆さまには、日頃より本町教育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和２年４月１４日（火）～５月６日（水）まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業措置を行っているところですが、滋賀県における現時点での感染状況を踏まえ、児童生徒等の感染リスクの低減および県内の感染拡大を抑制する観点から、多賀町立小中学校について、下記の通り臨時休業期間を延長します。

記

臨時休業期間　令和２年５月７日（木）～５月３１日（日）まで
＊期間は、県内および町内の感染症発生状況に応じて変更する場合があります。

・臨時休業期間中における諸連絡について、学校メール等にて行います。